

令和6年4月12日
関東森林管理局

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

本件においては、「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」（平成25年3月29日付け24林整計第316号計画課長通知）により、福島県内の工事等において補正してきたところです。

建設機械の維持修繕費の実態を踏まえ、令和6年4月9日付け6林整計第12号「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」の廃止について」（計画課長通知）により廃止となったことから、当局においても運用することとしたのでお知らせします。

福島県内で、令和6年4月12日以降に入札公告する工事等から適用します。

お問合せ

関東森林管理局

森林整備部森林整備課 課長補佐 TEL：027-210-1184

計画保全部治山課 課長補佐 TEL：027-210-1190